

一般財団法人沿岸技術研究センター研究活動における不正行為の防止並びに公的研究費等の執行及び管理の適正化について

一般財団法人沿岸技術研究センター（以下「センターという。」では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）を踏まえ、研究倫理の基本に背馳する不正な行為や公的研究費の不正な使用を防止するために、所要の規定整備、体制整備を行うとともに、万が一不正行為等があった場合には迅速かつ適切に対応してまいります。

○ 不正行為の防止並びに公的研究費等の執行及び管理の適正化のための体制

最高管理責任者	理事長	不正の防止及び適正な運営管理について最終責任を負う
統括管理責任者	専務理事	最高管理責任者を補佐し、不正防止対策について、センター全体を統括する実質的な権限と責任を有する
コンプライアンス推進責任者	総務部長	公的研究費等の執行及び管理について、実質的な責任と権限を有する

○ 公的研究費等に関するセンターの窓口

相談窓口	企画部	〒105-0003 東京都港区西新橋1-14-2 新橋SYビル5F Tel:03-6257-3702 Fax:03-6257-3707 E-mail: soudan@cdit.or.jp ○センター内における公的研究費等の使用に関する制度、ルール及び事務処理手続等について相談を受け付けます。
不正に関する通報窓口	総務部 総務課長	〒105-0003 東京都港区西新橋1-14-2 新橋SYビル5F Tel:03-6257-3701 Fax:03-6257-3706 E-mail: renraku@cdit.or.jp ○不正に関する告発及び告発の意思を明示しない相談（以下両者を合わせ「通報」という。）を受け付けます。 ○通報は、書面、電話、電子メール、面談で可能です。書面の際は、「不正通報窓口宛親展」と明記して下さい。 ○通報は匿名でも構いません。 ○通報を行う際は、①不正に関与する研究者等、②不正の態様、③不正と判断した合理的な理由をできるだけ具体的に示して下さい。 ○悪意の通報でない限り、通報したことを理由に通報者に対して不利益な取扱いをすることはありません。

○ 不正行為の防止並びに公的研究費等の執行及び管理の適正化のための方針等
センターでは、研究活動に係る不正行為の防止並びに公的研究費等の執行及び管理の適正化のため、以下に示す「倫理方針」等の規定を定めています。

また、公的研究費等の不正使用に関与した取引業者については、その業者名、所在地、業種等を公開するとともに、取引停止等の処分等を行うことを定めています。

○ 倫理方針(平成 31 年 3 月 25 日)

一般財団法人沿岸技術研究センター（以下「センター」という）は、以下の倫理方針を定め、すべての役職員は、この倫理方針に基づき高い倫理観を持って行動します。

1 組織の使命及び社会的責任

センターは、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営にあたります。

2 社会的信用の維持

センターは、常に公正かつ誠実に事業運営にあたり、社会的信用の維持・向上に努めます。

3 法令等の遵守

センターは、関係法令等を遵守するとともに、社会的規範に悖ることなく、適正な事業運営にあたります。

4 私的利益の禁止

センターの役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用いたしません。

5 情報開示及び説明責任

センターは、事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、財務資料等を開示し、社会の理解と信頼の向上に努めます。

6 個人情報の保護

センターは、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮いたします。

7 人権の尊重

センターは、あらゆる人の尊厳と人権を尊重いたします。

8 環境の保全

センターは、地球環境保全のため、事業活動における環境負荷の低減に努めます。

9 研鑽

センターの役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めます。

10 反社会的勢力との関係遮断

センターは、社会秩序の維持に協力し、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、毅然として業務にあたります。